

## 市民意見提出手続（パブリック・コメント）の実施について

市では、「宗像市屋外広告物条例（案）」「宗像市景観計画の変更（案）」を作成しました。この案をもとに、さらに広く市民の意見を計画に反映させるため、市民意見提出手続（パブリック・コメント）を実施します。寄せられた意見は必要に応じ、計画・条例等に反映していきます。また、結果は、市ホームページなどで公表します。

- \* 計画・条例等と関係がないもの、意見提出で氏名等の必要事項の記載がないもの、第三者の正当な権利を侵害するものなどについては、意見等としてお受けしなかったり、公表しないことがあります。
- \* 意見提出者の氏名等は公表しません。
- \* 意見提出者への個別の回答は行いません。

計画・条例案等の名称	宗像市屋外広告物条例（案） 宗像市景観計画の変更（案）
内容	屋外広告物法第28条の規定に基づき、良好な景観形成の実現を図ること等を目的として、屋外広告物の表示方法の基準等を定める条例の制定を行う。 景観計画の変更は、景観重要公共施設の整備に関する事項と許可の基準等を定めるもの。
意見募集期間	平成27年3月2日（月）～平成27年4月1日（水）
資料閲覧場所	市役所担当課窓口、市役所情報コーナー、大島行政センター、メイトム宗像、宗像ユリックス、各コミュニティ・センター、宗像ユリックス図書館
意見の提出ができる人	市民、市内の事務所・事業所への通勤者、市内の学校への通学者、市内の事務所・事業所を有する個人・法人その他団体、計画・条例案等に利害関係のある人
意見の提出方法	提出の様式は自由ですが、（1）住所、（2）氏名、（3）電話番号、（4）市外の方は勤務先など市との関係や利害関係を明記し、問い合わせ先へ郵送か、持参か、ファックスか、メールのいずれかで提出してください。市ホームページからも提出できます。
問合せ先	都市建設部都市計画課都市計画係 〒811-3492 宗像市東郷1丁目1番1号 TEL：0940-36-1484 FAX：0940-37-1242 メール：tosikei@city.munakata.fukuoka.jp

\* 閲覧資料を自宅等に持帰ることができる貸出資料を用意しています。貸出期間は、最長1週間です。貸出資料は市役所総合案内、メイトム宗像（市民活動交流館）受付にて貸出を行っています。詳しくは、コミュニティ・協働推進課（36-5394）にお問合せください。